

広報しんち

1.20
2016

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@shinchi-town.jp

町県民税申告の お知らせ

町県民税申告の時期になりました。申告方法については、別紙「申告のお知らせ」をご覧ください。申告してください。

受付日時

2月15日(月)～3月15日(火)までの平日及び2月28日(日)

受付場所

役場1階101会議室
102会議室

※受付期間中は窓口が大変混雑します。医療費控除・経費等については、必ず事前に計算してからお越しください。

◎問い合わせ

税務課 (☎622119)

確定申告が 始まります

平成27年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告が始まります。詳しくは別紙「申告のお知らせ」(1月20日に配布)に掲載した「税務署からのお知らせ」をご覧ください。

受付日時

2月1日(月)～3月15日(火)までの平日 9時～16時まで

受付場所

そうま振興ビル6階(相馬市中村字塚ノ町65・16)

※相馬税務署には申告書作成会場を設置していません。

◎問い合わせ

相馬税務署 (☎363111)

マイナンバーの 利用が始まりました

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の手続きの際は「マイナンバー」と「本人確認書類」が必要になりました。

手続きの際に「マイナンバー」と「本人確認書類」が必要です

個人番号カードをお持ちの方

マイナンバー確認と本人確認が個人番号カードのみで行えます。

個人番号カードをお持ちでない方

マイナンバー確認

・通知カード
(昨年郵送)

+

本人確認

・運転免許証
・パスポート 等
又は
・健康保険証
・介護保険証
・年金手帳 等
いずれか2点

※住民票上同一世帯以外の代理人による申請は委任状が必要です。

証明書発行にはマイナンバーは不要です。従来通り、住民票・戸籍謄抄本・税証明等は身分証明書、印鑑証明書は印鑑登録カードをご持参ください。



町営住宅 入居者募集

町では、町営住宅「小川町営住宅」の入居者を次のとおり募集します。

入居資格

・現在も同居し、または同居しようとする親族が居る方

(ただし、60歳以上の方や条例で定める方については単身でも入居できます)。

・住宅に困っていることが明らかかな方。

・収入額が公営住宅法で定められた基準収入以下である方(一律の額ではなく、人数や家族の状況により異なります。ただし、住居を失った被

災者については、収入等にかかわらず平成27年度までは公営住宅等の入居者資格を認めます)。

・納期の到来している町税等を完納していること。

・暴力団員ではないこと。

・入居の際は、新地町に住民票を異動していただきます。

申込方法 都市計画課にある

入居申込書に必要事項を記入し、関係書類を添付して提出してください。(申込書類の返却はいたしません)。

募集期間

1月20日(水)～2月5日(金)

その他

・応募数が募集戸数を上回った場合は、選考委員会で選考します。

◎問い合わせ

都市計画課 (☎②2113)

募集住宅の概要

名称	小川町営住宅
募集戸数	5戸
構造	鉄筋コンクリート造 5階建て
間取り	3DK
築年数	築32年
家賃	入居者の収入に応じて設定された各住宅毎の家賃算定基礎額に立地係数等を乗じた応能応益方式となります。
	14,600円～38,800円
駐車場料金	民間駐車場
敷金	3ヶ月分の家賃に相当する金額(入居時)
連帯保証人	入居される方と同程度以上の収入を有する方2名
その他	ペット(犬、ネコ、鳥類等)の飼育は禁止です。

臨時調理員を 募集します

町では、町立中学校の臨時調理員を次のとおり募集します。

募集人員 1名

応募資格 調理師の資格を有する方。(資格取得見込みの方を含む)

雇用期間 2月1日(月)～3月23日(水)(ただし、この期間を

◎問い合わせ

町教育委員会 (☎②4477)

更新することがあります)
勤務時間 8時～16時45分

賃金

6,300円～6,600円/日

勤務場所 尚英中学校

選考方法 書類審査、面接

募集期間

1月20日(水)～1月28日(木)

申込手続 履歴書を町教育委員会まで提出してください。

new スポーツ 「キンボール教室」開催

日時 2月28日(日) 10時～12時

場所 新地小学校体育館

参加費 100円(保険代等)

申込期限 2月19日(金)

対象 小学生以上

※ジャージ等動きやすい服装・上履き持参でご参加ください。

講師 齋藤 大介氏

(福島県キンボール連盟理事長)

◎申込・問い合わせ

教育総務課 (☎②4477)



しんちまち生涯学習フェスティバル2016

生涯学習フェスティバルは、町で実施している各種教室のほか、地域で活動している自主サークルなど、多くの団体が参加するイベントです。みなさんが参加できる体験コーナーや手作り作品等の販売もありますので、お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

1 / 30 (土) 9時～16時 ・ 1 / 31 (日) 9時～15時

場所 農村環境改善センター・保健センター・図書館
【スケジュール】

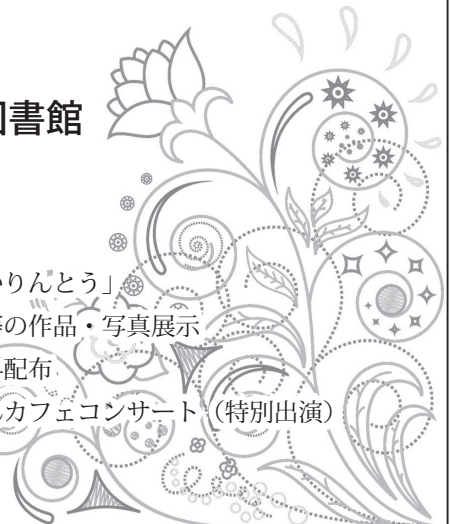
1月30日(土)

- ・学習発表(ステージ発表)
- ・各種教室・サークル等の作品展示(～31日)
- ・各種教室・生涯学習講座写真展(～31日)
- ・手作り作品等販売(～31日)

1月31日(日)

- ・体験コーナー
- ・復興支援カフェ「かりんとう」
- ・各種教室・クラブ等の作品・写真展示
- ・シフォンケーキ無料配布
- ・かんちゃん&どしんカフェコンサート(特別出演)

◎問い合わせ 新地公民館 (☎02085)



常磐線駒ヶ嶺駅～浜吉田駅間
線路上の電線等に
高電圧が送電されます

東日本大震災により運転見合わせとなつている常磐線駒ヶ嶺駅～浜吉田駅間については、12月末までの運転再開に向けて復旧工事を進めています。電車設備の復旧工事に伴い、2月より、線路上の電線等に送電を開始します。電線等には高電圧が流れ大変危険ですので、絶対近づかないようお願いいたします。

◎問い合わせ

東日本旅客鉄道株式会社
東北工事事務所
(☎022-266-9963)

多重債務相談窓口

福島財務事務所では、借金を抱えお悩みの方々からの相談に応じています。借金問題はさまざまな方法で解決できます。お気軽にご相談ください。

相談窓口

福島財務事務所 理財課

受付時間

平日 8時30分～12時、13時～16時30分(原則として)

◎相談・問い合わせ

(☎024-533-0064)

金融犯罪被害防止等のための出前講座

福島財務事務所では、「な

りすまし詐欺」等の金融犯罪被害に巻き込まれないよう、日頃から注意していただきたい内容などを、わかりやすくご説明します。講演料は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

◎問い合わせ
福島財務事務所理財課
(☎024-535-0303)

福島県内で働くすべての方へ
福島県最低賃金

705 時間額 円

平成27年10月3日から!

※産業によって、特定最低賃金が定められています。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、全ての労働者に適用されます。賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましよう。

◎問い合わせ 福島県労働基準部賃金室
(☎024-536-4604)

心配ごと相談

2月10日(水)・22日(月)10時～15時 保健センター

行政相談

2月10日(水) 10時～15時 保健センター

交通事故相談

2月1日(月) 9時～17時 役場101相談室

就職サポート相談

2月17日(水) 13時30分～15時30分 役場201相談室

公証人による無料相談

2月8日(月) 10時～12時 役場101相談室
予約受付 相馬公証役場 (☎³⁶1008)

無料法律相談所

町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日(2月)

①司法書士による相談 2月9日(火)

②弁護士による相談 2月16日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士
福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (☎³⁶4789)

福島県司法書士会 (☎024-534-7502)

町民課 (☎⁶²2116)

2月

休日在宅当番医

7日(日) 葉のはなこどもクリニック
(相馬市) ☎³⁶8739
11日(木) 米村胃腸科内科医院
(相馬市) ☎³⁵2880
14日(日) 阿部クリニック
(相馬市) ☎³⁵2553
21日(日) 渡辺病院
(新地町) ☎⁶³2141
28日(日) 羽根田医院
(相馬市) ☎³⁵2970

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

7日(日) 梶田歯科医院
(相馬市) ☎³⁶1551
11日(木) 松永歯科医院
(原町区) ☎²³2669
14日(日) 相馬中央病院
(相馬市) ☎³⁶6611
21日(日) 松本歯科医院
(原町区) ☎²⁴1687
28日(日) 渡辺病院
(新地町) ☎⁶³2141

診療時間 9時～16時

水道管の凍結にご注意ください

◎こんな時に凍結します

- ・外気温がマイナス4度以下になったとき
- ・夜間、あるいは外出などで長時間水道を使わないとき
- ・1日中外気温が氷点下の「真冬日」が続いたとき

◎水道管が凍結しやすいところは

- ・水道管や器具が露出しているところ
- ・北向きのところ
- ・風当たりの強いところ
- ・屋外にある水道管など

◎凍結による破損事故を防ぐために

- ・屋外の露出したままの水道管や蛇口は防寒してください。
- ・長期不在となるときは、給湯器等の水抜きを行ってください。

◎凍結して水が出なくなったときは

- ・蛇口や水道管に熱湯を一度にかけないでください。破裂することがあります。
- ・気温の上昇により自然に解凍するのを待つか、タオルなどをかぶせ、その上からぬるま湯を徐々にかけ、時間をかけてゆっくり解凍してください。

◎それでも水が出ないときは

- ・お近くの指定給水装置工事事業者へ修理をお申し込みください。

◎修理の費用は

- ・凍結修理の費用は、みなさんの負担となります。修理費用は使用材料などにより異なりますので、依頼する事業者にお尋ねください。

◎問い合わせ

相馬地方広域水道企業団 (☎³⁵6736)